

鳥取県告示第 784 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 19 年 10 月 31 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 18 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 申請のあった年月日

平成 19 年 8 月 31 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO 法人就労支援センター和貴の郷

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

河村 仁志

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市河原町長瀬 61-11

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者福祉サービス事業を中心に、障害者の職業能力の開発と習得、一般就労の促進と雇用機会の拡充の支援及び社会参画に関する事業を行い、障害者の自立と社会活動の活性化に寄与することを目的とする。